

## 臨時福祉給付金（経済対策分）

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対する制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

**支給対象者**…基準日（平成28年1月1日）において五所川原市に住民登録があり、かつ平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者の方

\*市民税（均等割）が課税される方の扶養親族等となっている方または生活保護制度の被保護者となっている方は対象外となります。

**支給額**…支給対象者1人につき15,000円

\*平成29年4月～平成31年9月の2年半分

**申請書**…臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象になると思われる方へ2月上旬に申請書を郵送します。

**申請方法および期間**

▷郵送による申請（当日消印有効）

2月6日（月）～5月31日（水）

▷窓口での申請（土曜・日曜日、祝日を除く）

2月6日（月）～5月31日（水） 9:00～17:00

**申請場所**

市役所本庁3階臨時福祉給付金窓口

金木総合支所1階玄関ホール

市浦総合支所1階小会議室

**支給時期**…3月上旬から順次開始予定

\*詳しくは市ホームページをご確認ください。

臨時福祉給付金（15,000円）をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

問…臨時福祉給付金窓口 TEL33-2125

## 後期高齢者医療制度加入の皆さんへ 後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請について

### 支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額）の両方の支払いをした方（世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します）

**対象期間**…平成27年8月1日～平成28年7月31日

### 支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

\*超えた額が500円以下の場合は支給対象外です。

**所得区分に応じた自己負担限度額**

▷現役並み所得…67万円

▷一般…56万円

▷低所得Ⅱ（世帯員全員が住民税非課税の方）…31万円

▷低所得Ⅰ（低所得Ⅱのうち世帯員全員の各所得金額が0円の方）…19万円

### 支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要です

支給の要件に該当すると思われる世帯には、平成29年2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は申請してください。

また、対象期間の途中で後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

### 申請に必要なもの

▷印鑑（認印）

▷支給申請書

▷高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）

▷個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは、個人番号カード）

▷本人確認書類

（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）

▷通帳（コピー可）等口座情報のわかるもの

\*被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。

\*被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です（申請の場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの、申請者の本人確認書類等が必要なため、事前にお問い合わせください）。

\*重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

\*対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

申請先…国保年金課 内線2337